

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 衛生主幹部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

予防接種実施規則の一部を改正する省令の正誤について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年9月27日に公布された「予防接種実施規則の一部を改正する省令」（令和6年9月27日厚生労働省令第130号。以下「改正省令」という。）において、官報の誤りがありました。

今後、官報正誤が行われる予定ですが、原稿誤りの内容は下記のとおりですので、十分御了知いただくとともに、関係機関等への周知をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本改正省令の施行日である令和6年10月1日以降、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年2月14日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。）を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3ミリリットルとする方法により行われた予防接種については、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種となりますので、くれぐれも取扱いに遺漏なきようお願い申し上げます。

記

訂正後	訂正前
(接種の方法) 第二十四条 新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種は、毎年十月一日から翌年三月三十一日までの間に次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一 コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和三年二月十四日に医薬品医療機器等法第十四条	(接種の方法) 第二十四条 新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種は、毎年十月一日から翌年三月三十一日までの間に次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一 コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和三年二月二十四日に医薬品医療機器等法第十四

<p>の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN. 1系統の株を抗原とするワクチンに限る。)を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法 二～五 (略)</p>	<p>条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN. 1系統の株を抗原とするワクチンに限る。)を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法 二～五 (略)</p>
--	---

以上